

笠間市議会建設産業委員会記録

令和7年3月5日 午前9時56分開会

出席委員

委員長	長谷川 愛子 君
副委員長	安 見 貴志 君
委員	村 上 寿之 君
〃	石 井 栄 君
〃	飯 田 正 憲 君
〃	小藺江 一 三 君
〃	石 崎 勝 三 君

欠席委員

な し

出席説明員

産業経済部長	礪 山 浩行 君
都市建設部長	関 根 主税 君
観光課長	山 内 一正 君
観光課長補佐	川 松 祐一 君
観光課主査	村 上 俊和 君
建設課長	田 中 博 君
建設課長補佐	佐 山 和代 君
建設課主査	中 村 哲也 君
都市計画課長	鶴 田 宏之 君
都市計画課長補佐	大 嶋 信二 君
都市計画課主査	藤 井 伸広 君
都市計画課主査	藤 枝 秀延 君

出席議会事務局職員

係	長	神 長 利 久
係	長	上 馬 健 介

議 事 日 程

令和7年3月5日（水曜日）

午前9時56分開会

1 開会

2 案件

（１）付託案件の審査

- ・議案第34号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について
- ・議案第36号 笠間駅北区画整理整備基金条例を廃止する条例について
- ・議案第38号 指定管理者の指定について（笠間市立つつじ公園）
- ・議案第41号 工事請負契約の締結について

（２）その他

午前9時56分開会

○長谷川委員長 建設産業委員会委員の皆様並びに執行部の方々におかれましては、本日の委員会の御出席に賜りまして、ありがとうございます。

ただいまの出席委員は全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから建設産業委員会を開会いたします。

傍聴の申出の許可をいただいておりますことを報告いたします。

では、本日の議案説明のため出席を求めた者は、タブレットに掲載した資料のとおりです。また、議会事務局より、上馬係長、神長係長が出席しております。

本日の会議の記録は、神長係長にお願いいたします。

○長谷川委員長 これより議事に入ります。

本日の案件は、今期定例会において当委員会の付託になりました議案の審査であります。それでは審査に入ります。

審査は、審査日程により、課別、議案別に行います。

初めに、産業経済部観光課が所管いたします、議案第38号 指定管理者の指定について（笠間市立つつじ公園）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

観光課長山内一正君。

○山内観光課長 観光課の山内でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第38号 指定管理者の指定について（笠間市立つつじ公園）につきまして御説明申し上げます。

施設の名称でございますが笠間市立つつじ公園で、指定管理者として指定する団体の名称は一般社団法人笠間観光協会でございます。

指定期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間となります。

応募団体につきましては、非公募としております。

非公募の理由でございますけれども、同協会は、開園当初から長年にわたりまして、つつじまつりを市と共催で開催をしてきた経験、それと指定管理者としても6年間の実績がございます。つつじ公園の利用者、それから歴史をよく知る唯一の団体であること、そして施設の目的や特性を把握した上で効率的、効果的な運用が可能だと、施設管理に関し十分な知識を有しているということから、非公募としたものでございます。

また、事業計画並びに収支計画からも通年を通して公園での利活用するための提案、つつじの植栽管理につきましても計画性があり、安定した管理運営が行えるという判断をいたしまして、指定管理者候補として選定をしたところでございます。あわせて、規定に基づきまして諮問いたしました指定管理者選定審議会から指定管理者の候補者として適当であると答申をいただいたことから、指定管理者として指定をするものでございます。

以上で議案第38号 指定管理者の指定について（笠間市立つつじ公園）の説明を終わりにいたします。よろしくお願いいたします。

○長谷川委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手にてお願いします。

石井委員。

○石井 栄委員 市立つつじ公園に対して観光協会が長年貢献してきたということについては、そうなんだろうというふうには思いますが、一つはツツジの管理について、よく意見を聞くんですね。果たして、そのツツジの管理がうまくされているのかどうか。

私も現地に一緒に行って、その人と一緒に見てきたことがありまして、ここのツツジとかここのツツジ、これはこういうふうにするとどうなんだろうなという話を受けたこともありまして、管理がうまく実際いつているのかどうか。

それで、前の委員会や何かでもそういう話があったこともあったんですが、その後その辺の改善がされてきたのかどうか、その辺のことをちょっとお伺いしたいんですけれども、お願いします。

○長谷川委員長 観光課長山内一正君。

○山内観光課長 ツツジの管理に関しましては、観光協会のほうで、笠間市の造園建設業協同組合のほうに管理の委託というものをしております。

その中で、ツツジ、例えば根っこの部分に水持ちが悪いとやはり発育が悪いというようなことで、そこの周りに水、土で水をためられるような施策とかをしまして、水が不足しないようなものをしてございます。

また、委員おっしゃられるように、恐らくツツジについてくるコケの問題もあります。ウメノキゴケと言いますが、こちらについては、空気のいいところに生えるコケだという

ことで調査のほうはしているところでございますけれども、やはりこのものに関しても、このお花が終わった後に動噴で薬剤を散布しまして、コケが壊死した後にはまた動噴で除去する、細い枝に関しては手で除去をするというようなことをやってございます。で、ウメノキゴケ自体に樹木は特に有害ではなくて、環境が良好な、先ほど申し上げた、良好なところにできるというようなことでの内容が分かっておりますので、そういったことでの発育に対して対応は進めてきているというところで、改善はしてきているというふうに、ということです。それで今、確認したところ、事業者、請負のほうからは、きちんと今年のツツジも咲きますということで報告をいただいているという状況でございます。

○長谷川委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そうしますと、観光協会のほうとしては、植木の管理の専門家に委託をして、それできちんと管理がされるようになっているということですね。

○長谷川委員長 観光課長山内一正君。

○山内観光課長 そのように認識しております。

○長谷川委員長 よろしいですか。

○石井 栄委員 私はいいです。

○長谷川委員長 そのほかございますか。

村上委員。

○村上寿之委員 では、私、先で。来場者の増減について、ちょっとまず1点伺いしてよろしいですか。

○長谷川委員長 観光課長山内一正君。

○山内観光課長 今の来場者というので取ってみますと、つつじまつりになるかというふうに考えております。令和6年、昨年でございますけれども、入場者数は3万5,810名でございます。これに関しましては、令和5年度が3万4,317名でございましたので、率でいうと104.35%ということで増をしております。

また、よく言われるコロナ前というところで行きますと、令和元年でございますけれども、そのときの人数は3万6,235人でございます。そこと比べると、やはり7,000人弱少ない部分はあるんですが、年々来場者が増えてきているという状況になっております。

○長谷川委員長 村上委員。

○村上寿之委員 それではすみません、今104%という前年対比をお聞きして、増えているなという実感をまず感じたのが1点と、この観光協会は来場者増に向けての取組なんていうのはどのように行っているか、この辺は分かりますか。分からなければ構わないんですけども。

○長谷川委員長 観光課長山内一正君。

○山内観光課長 来場者を取り込むその方法としては、まず例年、失礼しました。

祭りの期間中、決めた、例えば太鼓、稲荷ばやしですとか、猿回しだとか、そういうイ

ベント等のものというのは決まったものを入れつつ、ツリークライミングですとか、庭園茶席だとか、それで令和6年については、それも笠間稲荷ばやしだけじゃなくて、いろいろな団体に入っていただく、近隣の部分に入っていただくというようなこともしています。

それから、展望塔の、一番上にあるんですけれども、山並みが見えるんですけれども、山並みのあの山は何だと、ツツジとはまた別なんですけれども、その見える風景ですね。そこに対応して絵を、絵といいますか、写真を入れまして、この山はどういう山だというような案内をしたり、あと園内に散策路を新たに毎年造って行って、その急な部分を、急な部分多いんですけれども、そこをより散策できるようにチップなんかをまいたりして、柵を造ったりして、歩きやすいような、そういう仕掛けをしているという状況でございます。

今年度というか、この令和7年度に4月中旬からまた始まっていくわけなんですけれども、今回ここに夜、例えば午後6時から8時ぐらいの、全部ツツジを照らすということではなくて、山頂を活用して、歩くところに例えば明かりをともし、山頂には笠間の笠なんかを照らしたりして、上の部分でそこにキッチンカーを呼んで楽しめていただけるような施策も盛り込んでいこうかというような提案が今されているという状況でございます。

○長谷川委員長 村上委員。

○村上寿之委員 最後で。集客率アップというのは、これは必須だと思うんですよ、やはり。なので、ぜひ観光協会には、集客率アップという部分も含めた中での指定管理として取り組んでいただければいいなというふうに思っています。それで、今先ほどお話を聞いたような内容、ライトアップなんていいですね、ぜひ成功することを祈っています。よろしくお願いします。

以上です。

○長谷川委員長 答弁ございますか。大丈夫ですか。

小藺江委員。

○小藺江一三委員 話は少し古くなります。金木部長で、川又課長の頃だ。正直言って、専門屋を頼んで、管理を十分にしているとか何とかという議案説明のときはあったようだが、金木部長の頃から比べれば、月とスッポンほど、下草刈りだろう、いろいろそういう管理は適切。しかし、肝腎要の樹木、樹木に対しての管理が、管理不十分だな。

川又課長のときにわざわざ家まで連れて行って、これは問題のウメノキゴケだ。「ウメノキゴケで枯れそうだから、後は私知らないから小藺江さん」と金木部長は言ったんだけど、「小藺江さん、後うちで面倒見切れないからこれやる」というわけだ。これもらってきて植えて、今も植わっていることが、石灰硫黄合剤というのを3年続けてやっているんだ。きれいに治ったとはいえない。見に来てもらってもいいよ、今、これ終わってから、きれいに治ったとは言えないけれども、七、八割、退治した。

だからこれを、金木部長、川又課長の頃か、何十年になっちゃうな、一般質問やったわ

けど、だまされたと思って、この薬を振れと。ただ、振る時期、それからいろいろ条件がちょっと合わなければ、少しこの薬は硫黄合剤だから、硫黄だから、温泉臭くなるわけだ。だから、地域住民に迷惑をこれ、なるんだと思うな。温泉場行ったような感じになると思うから、硫黄合剤というのは。

特効薬ではないんだけど、半世紀も前から果樹園、それから造園業者、これは間違いなく硫黄合剤というのを使っているんだよな。何でそれをやらないで、要は10リッターで2,500円かそこらぐらいか、何千円だ、とにかく、何万円もする薬使って、あのウメノキゴケのざまは何なんだ、あれ。やってるのかって言ってるんだよ、ウメノキゴケ退治をやってるのかって聞いてます。

○長谷川委員長 どうでしょうか。

観光課長山内一正君。

○山内観光課長 ウメノキゴケに関しては、その除去の部分に関して、薬をまいて、そして壊死した後にまた動噴で取って、それからあとは細い部分は手で取っているというような対応しています。

それから、委員おっしゃられるその硫黄の合剤のほうも、私、来る、おっしゃるとおりなんです、来る前でございますけれども、来てからもそうですが、2019年、2020年、2021年の頃ですかね、2021年、2022年か。第1ゲート、ゲートが三つあるのですが、第1ゲートから入った一定エリアの部分に、業者がやるその硫黄合剤のほうをお試しでやったことございます。それで、確におっしゃられるように、それが効果があるというのは、私のほうでも認識はしてございます。

この、今、ウメノキゴケが樹木に影響を与えないというような結果をいただいているという部分から、それで値段のほうと比較するとあまり変わらないというちょっと報告もあった部分もあって、このウメノキゴケが悪さをしないという判断の下で、管理者のほうと調整をして使っているという状況でございます。

○長谷川委員長 小藺江委員。

○小藺江一三委員 硫黄合剤というのは何もほかに、虫や病気に効くばかりだけじゃないのだ。知っているとおり、日本の土壌は気候、風土からして雨が多い、どうしても土壌が酸性になりがちなんで、酸性に。硫黄合剤はアルカリ分だから、その薬が根本に行けば、今度は土、土壌改良にもなるので、どちらかといえばツツジ類というのはアルカリ性の土壌を好むので、そうしたことは担当なのだから分かってんだっぺ。

それでまた話少し戻るんだけど、あのときにだまされたと思ってやってくれていれば、恐らく半分以上ウメノキゴケは退治できたと思っているんだよ、俺は。だから、あのとき、極端な話だが、半値の七掛けで、議員バッジでも付けていなければ俺が、ここの公園の管理を請け負うと俺は言ったつもりだから、銭の割には管理が行き届いてねえよ。樹木に対する、専門屋を頼んで管理しているとか何とかって言ったけれども、全然ノーパン

クだっぺよ、そういうことは。一番最初に見たときなんか、たまげたんだから。ちょうど花が終わったときに行った。ツツジ、どこにあんだっぺと思うようだよ。まるきり、何か炭酸同化作用というのか。それもできないほど草だらけだ、何十年も前から生やしてたから。あれから見たら下草刈りはきちんとしているし、その管理は行き届いているよ。樹木の管理だけ。

何でかんで、あそこ俺は何十回近く行っているから、あそこは。もったいねえという、ちょうど花の時期に来ていた人らと行き会ったわけだ。いや、こんな太いツツジがこれ枯れちゃって、もったいないなというわけ。それから、俺はもうこのつつじ公園通うようになったんだよ。こんなツツジなんか、ひよろひよろツツジなんか植えたって、一つも価値がないんだよ。腕ぐらい太いやつがこぞって株になってて、それで初めて価値があるんだから。

なんで、やった、やったって言うけれども、俺、硫黄合剤は絶対やっていないと思う、やっていれば効くわけなんだから。消毒器具が駄目になるからね。消毒器具、機械よほど今度は使用した後、メンテナンス器できれいに洗わなければね、消毒器具。だから、恐らく業者はやったって言っても、やっていないよ、絶対。何回か行っているけれども、倍率間違えずにきちんと3年ぐらい続けてやれば、ああいうざまじゃねえわけだから。言葉は悪いけれども、あのざま何だって言いてえよ、俺。枯れちゃえば、それ同等ぐらいの葉っぱ、背丈はある、だけれども細いひよろひよろのを植えておく、あんなのじゃ意味があんめ。もともとは、腕ぐらい太い株がきちんとなっていて価値がある公園なんだから、やってみろって言っているんだよ。

ただ、繰り返しになるが、病気だの虫、硫黄合剤というのはこれ、だってカイガラムシの特効薬だ、カイガラムシ。病気じゃねえんだよな、虫に効かせる薬なんだ、本当は。だけれども、どういうことか赤星病だの黒星病だの、そういう菌にも効くんだよ。そういうことから、造園屋は恐らく使っているよ、硫黄合剤を。間違いなく使っているよ、使いいんだから、一番。倍率間違えたって、少し濃過ぎたって、薬害なんていうのはないんだ、これ。ちょうど休眠時期に振るから、12月から2月いっぱい振るから、全然、樹木には影響しないんだよ。ただ、風向きだのいろいろ考えて振らなければならないのだ。

○長谷川委員長 小藺江委員、要望という形でよろしいでしょうか。しっかり伝えることということで、大丈夫ですか。

○小藺江一三委員 だって、何十年も前に言ったって、やってねえんだろう、だから何だか……。

○長谷川委員長 やっているか、やっていないかの確認、取りますか。どうします。

○小藺江一三委員 まあ、いいよ。

○長谷川委員長 分かりました。

どうですか。

○小藺江一三委員 硫黄合剤、振ってみろよ、だまされたと思って。

○長谷川委員長 ちょっと暫時休憩させてもらっていいですか。

午前１０時１８分休憩

午前１０時１８分再開

○長谷川委員長 それでは再開いたします。

まず、今お話にありました形のことに對してのお答えを、観光課長山内一正君、お願いします。

どうぞ。

○山内観光課長 今、委員おっしゃられた意見、まずこれは毎回、事業者のほうとも実は協議はしていて、そういう話をしておりますので、再度今お話があったので、これはお伝えをする。

それから、これを実際に使っていけるかどうかという再度協議を行って、それに対してこの考えとかまとめましたら、また小藺江委員のほうに御報告を差し上げたいと思います。

○長谷川委員長 小藺江委員。

○小藺江一三委員 何でそんな、その場しのぎの答えなんかをするんだよ。だんだんえがい声になってくるぞ。硫黄合剤というのは振ったらばもう分かるんだよ、普通の農薬と違うから。石灰硫黄合剤って言うんだよ、石灰だから、幹が白くなっているんだよ、白くなっているんだ、幹が。薬振ったか振らないかは、分かるんだよ。やりもしないものをやっただけって言うのかよ。何言っているんだよ、この。

○長谷川委員長 ちょっとすみません、よろしいですか。会議録に残りますので、言葉の使い方には注意をお願いします。

○小藺江一三委員 毎年それは実施しているのか、区画を分けて、どの区画かって、実施しているのか。

○長谷川委員長 観光課長山内一正君。

○山内観光課長 ここ、ここ何年かはやっていないです。

私、最初にお話いただいたときに確認した、ゲートが三つあって、下の正福寺のほうから入ってくるゲートがあるのですけれども、その入ったところに何年か前のときに一部エリアを設けて、そこに石灰の硫黄合剤を一部まいたというのを実施、２年ほどやったという実績はあります。

ただ、ここ数年は、やってはいないです。

○小藺江一三委員 もう一回、できるの。

○長谷川委員長 ３回なんで、暫時休憩しますか。それとも、調査してもらってからの答え聞きますか、どっちにします。

暫時休憩いたします。

午前10時20分休憩

午前10時24分再開

○長谷川委員長 それでは、会議のほうを再開いたします。

石井委員。

○石井 栄委員 つつじ公園の山頂で、キャンプをすることができるようになっているんですよね。つつじ公園の山頂でキャンプをできることになっていますよね。

○山内観光課長 はい。

○石井 栄委員 それでちょっと前々から少し気になっていたことは、前に行ったときに、2組くらいの方がテントを張って楽しそうにキャンプを始めるところだったんですが、夜に暗くなっても、山頂に上がってくる人が何人かいました。私も薄暗くなってから行ったんですけれども、そうすると安全対策というのがちょっと気になったのですが、そういうことってどんなふうな対応をしているのか、分かりますか。

○長谷川委員長 観光課長山内一正君。

○山内観光課長 キャンプの利用というものに関しては、観光協会のほうで受付をして、それで確認をして、場所貸しをしているわけなのでございますけれども、あと夜に関しては管理棟とトイレの辺りから監視カメラのほうは四つほどついておりますので、そういった対応にはなります。

観光協会のほうとしては、貸出しをして、誰が使ったかというのを認識しているというような状況ではあります。

○長谷川委員長 石井委員。

○石井 栄委員 こういう時代になってきましたので、何かそういう事故でもあったら困ることになるんじゃないかなと思ひまして、安全対策のほうについても考えていただくようにしたほうがいいのではないかなと思うんですが、いかがですか。

○長谷川委員長 観光課長山内一正君。

○山内観光課長 ここも観光協会のほうとですね、より安全面をどう考慮できるかというのは協議をしていきたいと思ひます。

○長谷川委員長 別の質問でよろしいですね。

石井委員。

○石井 栄委員 その点はよろしくお願ひします。

それとちょっと、笠間観音から、いわゆる正福寺というんですか、そこから上がってくるルートが一時閉鎖されていた時期がありましたけれども、今はもうそこから上がってきて、観光できるようになっているんですか。

○長谷川委員長 観光課長山内一正君。

○山内観光課長 はい、なっております。

○石井 栄委員　じゃあ、結構です。

○長谷川委員長　そのほか何かございますか。

○小藺江一三委員　その同じ。

○長谷川委員長　暫時休憩します。

午前 10 時 28 分休憩

午前 10 時 29 分再開

○長谷川委員長　それでは、会議のほうを再開いたします。

小藺江委員。

○小藺江一三委員　課長、ちょっとこれ名称、一般社団法人笠間観光協会本間さんという人が請負人になっているのだけれども、観光協会というのは、何ていうのか、造園技術者というか、そういう人らもいるの。あそこの公園の手入れとか、どういう仕組みになっているの、これ。

○長谷川委員長　観光課長山内一正君。

○山内観光課長　観光協会のほうに指定管理を委託してまして、協会のほうが中の樹木の管理に関しては、公園の管理に関しては、笠間市造園業協同組合のほうに業務を委託しているということでございます。

○小藺江一三委員　委託の委託か。

○山内観光課長　指定管理の中から指定管理者が委託しているという形です。

○長谷川委員長　小藺江委員、どうぞ。

○小藺江一三委員　委託の委託かよ。

○長谷川委員長　観光課長山内一正君。

○山内観光課長　全体の管理は、今申し上げた、そのお祭りとかは観光協会が全て管理するんですが、その樹木の部分だけは委託していると、その部分だけ。

○小藺江一三委員　委託の委託かよ。

○山内観光課長　そうです、指定管理をしている、委託している中から、その部分だけを委託しているということになります。

○長谷川委員長　小藺江委員。

○小藺江一三委員　観光協会の中にはこれ幾つか部門があって、部門、観光協会の中では、こういう現場をやる部門と、あとお祭りや何かをやっているけれども、つつじまつりをやっているけれども、そういう部門と、部門部門があって、そういうことでやっているの。

○長谷川委員長　観光課長山内一正君。

○山内観光課長　協会の中に部門、部門というものは設けられていなくて、協会は一つというか、一つの団体というか、何でしょう、お祭りも管理やる職員も同じでございます。特に、造園の専門がいるとか、そういう部門があるわけではないようでございます。

○小藺江一三委員 これだけやったら終わりだな、ちょっと暫時休憩。

○長谷川委員長 暫時休憩いたします。

午前 10 時 31 分休憩

午前 10 時 33 分再開

○長谷川委員長 それでは、会議を再開いたします。

そのほかよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山内観光課長 委員長、すみません、ちょっとよろしいでしょうか。

○長谷川委員長 観光課長山内一正君。

○山内観光課長 すみません、先ほど私答弁した中でのちょっと補足なのですが、先ほど第1ゲートから、石井委員ですね、中、入れるように、正福寺から入れるのかという御質問で、私第1ゲートからも入れますということを申し上げたんですが、すみません、これつつじまつりの期間はあそこを開放して、第1ゲートを設けて、それで入れるようになっています。それ以外の期間は、あそこ正福寺のエリアを通るので、そこ以外は下からは上がれないように閉鎖になっていますので、すみません、そこは訂正させていただければと思います。

○長谷川委員長 それではほかはないということで、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため、暫時休憩いたします。

午前 10 時 34 分休憩

午前 10 時 36 分再開

○長谷川委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、都市建設部建設課が所管いたします、議案第41号 工事請負契約の締結についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

建設課長田中 博君。

○田中建設課長 建設課の田中です。

議案第41号 工事請負契約の締結について御説明いたします。

本工事の契約目的でございますが、笠間市橋りょう長寿命化修繕計画に基づく定期点検の結果、健全性判断の判定区分により修繕が必要とされた常磐自動車道をまたぐ3橋の橋りょう修繕工事でございます。

工事の概要の主なものとしまして、主桁、橋脚、橋台の損傷箇所について修繕を行うものでございます。

次に、契約の内容でございます。

1、契約の目的、6道（補修）第1－5号橋りょう修繕工事。

2、契約の方法、条件付一般競争入札。

3、契約の金額、3億6,135万円です。

4、契約の相手方、水戸市吉沢町311番地の1、株木建設株式会社茨城本店、執行役員本店長柳橋一明。

以上で議案第41号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○長谷川委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手にてお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 ないようですので、以上で質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため、暫時休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時38分再開

○長谷川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、都市計画課が所管いたします、議案第34号 笠間市手数料条例の一部を改正する

条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

都市計画課長鶴田宏之君。

○鶴田都市計画課長 都市計画課です。よろしくお願いします。

それでは、議案第34号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例につきましての提案理由を申し上げます。

本案は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく事務処理の手数料を定めるため、所要の改正をするものであります。

こちらは、都市計画法に基づく開発行為につきまして、一定規模以上の盛土工事の間接検査を実施することになるため、その申請手数料を笠間市手数料条例に規定するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表により御説明申し上げます。

5ページをお開きください。

別表第1、手数料を徴収する事務等の(38)に、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく工事の間接検査申請手数料を加えるものでございます。

手数料の金額につきましては、盛土または切土をする土地の面積に応じまして、2,700円から最大5万4,000円としております。

3ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は、令和7年4月1日から施行することとしております。

以上で議案第34号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○長谷川委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

石井委員。

○石井 栄委員 中間検査料の手数料が新たに加わったということですが、これは熱海での土砂流出などを防ぐために国が法律の改正をして、それに伴う条例の改正だというふうに認識しておりますけれども、中間検査というのは笠間に対する、笠間でそういう開発行為があったときの中間検査というのは誰が中間検査を行うのか、どのような基準で検査を進めるのか、その点をお聞きをしたいなと思っております。お願いします。

○長谷川委員長 都市計画課長鶴田宏之君。

○鶴田都市計画課長 検査につきましては、都市計画課の職員が行います。

それから、どのような基準でということですが、当然、盛土規制法の中、また開発行為の基準の中でもそういった基準は示されておりますので、そういった基準に基づきまして、盛土の安全性ですとか、排水対策ですとか、安全基準に適合しているか等々の検査を行うものでございます。

○長谷川委員長 石井委員。

○石井 栄委員 従来の盛土、切土の基準の一つに、切土は斜面の勾配や、45度、それで盛土については30度という基準があったのかなと思うんですが、まずその数字でいいのかどうかということと、現在のその基準じゃないにすれば、現在の基準はどういう基準になっているのか、ちょっとお伺いしたいんですけれども。

○長谷川委員長 都市計画課長鶴田宏之君。

○鶴田都市計画課長 まず、今回の規制につきましては、盛土、切土30度以上の場合に規制の対象となっております。

従来は、従来につきましてもいろいろ土地によりますので、ちょっと一概には申し上げられませんけれども、すみません。

○長谷川委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そうしますと、基準に基づいて都市計画課の担当者がきちんと検査をするものと思いますけれども、その検査に関して権限というのがどこまであるのか。これでは駄目だということになれば、検査がストップできるのか。危険な開発行為に関する中間検査に対する市が持っている権限というのは、どういう権限なのでしょうか。

○長谷川委員長 都市計画課長鶴田宏之君。

○鶴田都市計画課長 当然、笠間市のほうに、この盛土に対する許可権限等がございますので、当然中間検査の中でそういった安全性が確認されなければ、うちのほうもまずその中間検査の合格出せませんので、そこでまずうちのほうの基準に合う、適正な基準に合うものに適合した中で合格というものを出しますので、もしそれに従わなければ、当然うちのほうは指導監督のほうはしていきたいと考えております。

○長谷川委員長 暫時休憩します。

午前10時44分休憩

午前10時45分再開

○長谷川委員長 それでは、会議を再開いたします。

そのほか質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○長谷川委員長 続きまして、都市計画課が所管いたします、議案第36号 笠間駅北区画整理整備基金条例を廃止する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

都市計画課長鶴田宏之君。

○鶴田都市計画課長 それでは、議案第36号 笠間駅北区画整理整備基金条例を廃止する条例につきまして御説明申し上げます。

本条例は、平成16年度に笠間駅北区画整理事業の竣工記念といたしまして、組合から寄附金1,500万円を市に寄贈され、地区内の整備事業に要する資金に充てるために設置した基金条例でございます。

令和5年度に地区からの要望を受けまして、今回地区内に備蓄倉庫、ソーラー照明、それから舗装などの広場整備を実施し事業が完了したことから、本条例を廃止するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第36号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○長谷川委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

石井委員。

○石井 栄委員 1,500万円の寄附というのがあったという説明だったかと思うんですが、その寄附金の1,500万円というのは誰がどのように備蓄したものなのでしょうか。

○長谷川委員長 都市計画課長鶴田宏之君。

○鶴田都市計画課長 これは、旧笠間時代に土地区画整理事業を行いまして、その残金といたしますか、そういったものを地元のほうから1,500万円寄附のほうを市にされたものでございます。

○長谷川委員長 そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 ほかにないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

執行部退席のため、暫時休憩いたします。

午前１０時４８分休憩

午前１０時４９分再開

○長谷川委員長 休憩前に引き続き、会議を開催いたします。

以上で今期定例会において建設産業委員会に付託になりました議案の審査、全て終了いたしました。

審議いただきました審議の結果については、定例会最終日に報告をいたします。

なお、報告書の作成については委員長並びに副委員長に一任させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 御異議がありませんということで、私と副委員長に一任させていただきますことを決定いたしました。

以上をもちまして、建設産業委員会を閉会といたします。

お疲れさまでございました。

午前１０時４９分閉会